

首都直下地震対策大綱 新旧対照表 下線部分が修正部分

修 正 案	現 行
<p>首都直下地震対策大綱</p> <p>平成17年9月 平成22年1月 <u>修正</u> 中央防災会議決定</p> <p>前文</p> <p>1. 本大綱決定の背景</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)このような状況を踏まえ、平成15年5月の中央防災会議において「首都直下地震対策専門調査会」の設置が決定され（第1回<u>首都直下地震対策専門調査会</u>は同年9月開催）、わが国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が集積するエリアとしての首都の特性を踏まえた新たな視点から、首都直下地震対策が検討されることとなった。</p> <p><u>首都直下地震対策専門調査会</u>では、首都地域における地震防災の課題について検討が行われるとともに、首都直下の地震像を明らかにすることを目的とした「地震ワーキング・グループ」を設置し、首都直下で発生が予想される地震像の検討が行われた。また、首都直下地震の際に想定される直接的被害、間接的被害の予測が行われ、首都地域が抱える地震防災上の課題を明確化した上で、地震災害に強い首都地域形成に向けた国家的戦略のあり方等に関する検討が行われ、平成17年7月に中央</p>	<p>首都直下地震対策大綱</p> <p>平成17年9月 中央防災会議決定</p> <p>前文</p> <p>1. 本大綱決定の背景</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)このような状況を踏まえ、平成15年5月の中央防災会議において「首都直下地震対策専門調査会」(以下「<u>専門調査会</u>」という。)の設置が決定され（第1回<u>専門調査会</u>は同年9月開催）、わが国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が集積するエリアとしての首都の特性を踏まえた新たな視点から、首都直下地震対策が検討されることとなった。</p> <p><u>専門調査会</u>では、首都地域における地震防災の課題について検討が行われるとともに、首都直下の地震像を明らかにすることを目的とした「地震ワーキング・グループ」を設置し、首都直下で発生が予想される地震像の検討が行われた。また、首都直下地震の際に想定される直接的被害、間接的被害の予測が行われ、首都地域が抱える地震防災上の課題を明確化した上で、地震災害に強い首都地域形成に向けた国家的戦略のあり方等に関する検討が行われ、平成17年7月に中央防災会議に<u>報告</u>（以下、</p>

修正案	現行
<p>防災会議に報告された。この報告において、予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する「首都直下地震対策大綱」（以下、「本大綱」という。）策定の必要性が指摘された。</p> <p>本大綱は、<u>首都直下地震対策専門調査会報告</u>に基づき、地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見も十分に踏まえてとりまとめたものである。</p> <p><u>さらに、平成18年4月、中央防災会議に「首都直下地震避難対策等専門調査会」が設置された。首都直下地震避難対策等専門調査会では、首都直下地震発生時の避難者及び帰宅困難者対策の具体化に向けた検討が行われ、平成20年10月に報告がとりまとめられた。</u></p> <p><u>首都直下地震避難対策等専門調査会報告を踏まえて、本大綱に掲げる対策のうち避難者・帰宅困難者等に係るものを中心に見直しを行い、本大綱を修正した。</u></p> <p>2. 本大綱の位置付け</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本大綱では首都地域の直下で発生するM7クラスの地震を対象とするが、首都地域では、海側のフィリピン海プレートと太平洋プレートが陸側の北米プレートの下に沈み込んでいるため、M7クラスの地震の発生の様相は極めて多様である。<u>首都直下地震対策専門調査会報告</u>では、首都直下の地震として選定した18タイプの地震像のうち、北米プレートとフィリピン海プレートの境界で発生するM7.3の「東京湾北部地震」</p>	<p><u>「専門調査会報告」という。）されたところである。</u>この報告において、予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する「首都直下地震対策大綱」（以下、「本大綱」という。）策定の必要性が指摘された。</p> <p>本大綱は、<u>上記報告</u>に基づき、地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見も十分に踏まえてとりまとめたものである。</p> <p>2. 本大綱の位置付け</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本大綱では首都地域の直下で発生するM7クラスの地震を対象とするが、首都地域では、海側のフィリピン海プレートと太平洋プレートが陸側の北米プレートの下に沈み込んでいるため、M7クラスの地震の発生の様相は極めて多様である。<u>専門調査会報告</u>では、首都直下の地震として選定した18タイプの地震像のうち、北米プレートとフィリピン海プレートの境界で発生するM7.3の「東京湾北部地震」が、①ある程度</p>

修正案	現行
<p>が、①ある程度の切迫性が高いと考えられる地震であること、②都心部の揺れが強いこと、③強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震としている。</p>	<p>の切迫性が高いと考えられる地震であること、②都心部の揺れが強いこと、③強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震としている。</p>
<p>(3) ～ (6) (略)</p>	<p>(3) ～ (6) (略)</p>
<p>3. 対策の基本的方向</p>	<p>3. 対策の基本的方向</p>
<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p>
<p>(2) (略)</p> <p>また、ライフライン機能や交通機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性を確保するとともに、機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧するよう体制を整備しておくことが必要である。その際、ライフライン機能や交通機能は、その影響が<u>それぞれの</u>機能に相互に波及する「相互依存性」という観点を踏まえるものとする。さらに、家具の固定等の予防対策や地域コミュニティの再生等の地域及び個人の防災力の向上による応急対策への備え等、あらゆる場面で自助・共助の方策を進めることが“地震に強いまち”を形成する上で重要である。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>また、ライフライン機能や交通機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性を確保するとともに、機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧するよう体制を整備しておくことが必要である。その際、ライフライン機能や交通機能は、その影響が<u>それぞれの</u>機能に相互に波及する「相互依存性」という観点を踏まえるものとする。さらに、家具の固定等の予防対策や地域コミュニティの再生等の地域及び個人の防災力の向上による応急対策への備え等、あらゆる場面で自助・共助の方策を進めることが“地震に強いまち”を形成する上で重要である。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第1章 首都中枢機能の継続性確保</p>	<p>第1章 首都中枢機能の継続性確保</p>
<p>1. 首都中枢機能の対象 (略)</p>	<p>1. 首都中枢機能の対象 (略)</p>
<p>2. 目標設定と対策</p>	<p>2. 目標設定と対策</p>

修正案	現行
<p>(1) 首都中枢機関の機能目標と対策</p> <p>①機能目標 (略)</p> <p>②防災対策</p> <p>上記の機能目標を達成するために、以下の対策を実施する。</p> <p>[予防対策] (略)</p> <p>[応急対策のための備え]</p> <p>首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として<u>業務継続計画</u>を策定するとともに、<u>業務継続計画</u>に基づき定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的な訓練を行う。また、万が一、電気や上水道の供給が停止された場合にも必要な機能が継続できるよう、最低3日間の非常用電源及び機器冷却水を確保するほか、緊急災害対策活動に要する備蓄(食料、飲料水、生活必需品、医薬品、資機材)を行い、災害対策要員の活動環境を整備する。</p> <p>このほか、国、地方公共団体は、道路渋滞による活動支障が生じないように、応急対策の推移に応じた緊急車両の通行優先順位を<u>あらかじめ</u>検討しておく。</p> <p>[応急対策] (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 首都中枢機関の機能目標と対策</p> <p>①機能目標 (略)</p> <p>②防災対策</p> <p>上記の機能目標を達成するために、以下の対策を実施する。</p> <p>[予防対策] (略)</p> <p>[応急対策のための備え]</p> <p>首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として<u>事業継続計画 (Business Continuity Plan 以下、「BCP」という。)</u>を策定するとともに、<u>BCP</u>に基づき定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的な訓練を行う。また、万が一、電気や上水道の供給が停止された場合にも必要な機能が継続できるよう、最低3日間の非常用電源及び機器冷却水を確保するほか、緊急災害対策活動に要する備蓄(食料、飲料水、生活必需品、医薬品、資機材)を行い、災害対策要員の活動環境を整備する。</p> <p>このほか、国、地方公共団体は、道路渋滞による活動支障が生じないように、応急対策の推移に応じた緊急車両の通行優先順位を<u>予め</u>検討しておく。</p> <p>[応急対策] (略)</p> <p>(2) (略)</p>

修正案	現行
<p>第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～</p> <p>第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 居住空間内外の安全確保対策</p> <p>(1) 居住空間内の安全確保対策</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>②地域及び個人の防災力の向上</p> <p>地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織率の向上、<u>閉じ込め者</u>救出用の資機材の自主防災組織への配備など自主防災組織の育成・充実を図る。また、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施する等、消防団の充実強化を図る。さらに、国、地方公共団体、関係機関は、個人や地域向けの防災に関する研修や資格制度の充実及び防災教育の充実を図るとともに、<u>閉じ込め者</u>の救出や負傷者の応急処置などの防災訓練を地域において定期的実施する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～</p> <p>第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 居住空間内外の安全確保対策</p> <p>(1) 居住空間内の安全確保対策</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>②地域及び個人の防災力の向上</p> <p>地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織率の向上、<u>閉込者</u>救出用の資機材の自主防災組織への配備など自主防災組織の育成・充実を図る。また、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施する等、消防団の充実強化を図る。さらに、国、地方公共団体、関係機関は、個人や地域向けの防災に関する研修や資格制度の充実及び防災教育の充実を図るとともに、<u>閉込者</u>の救出や負傷者の応急処置などの防災訓練を地域において定期的実施する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4. (略)</p>

修正案	現行
<p>5. 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p><u>国、地方公共団体やその他の防災関係機関は、災害時の応急対策活動、復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う。また、これらの機関が行う通常業務の中にも、災害時であっても業務継続が必要な業務がある。これらの災害対応業務や業務継続の優先度の高い通常業務を、発災後、適切に実施することが求められる。</u></p> <p><u>したがって、第1章に定める首都中枢機関以外の国、地方公共団体やその他の防災関係機関についても、災害時においても必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、例えば業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しや計画の改訂などを行う。</u></p> <p>6. その他配慮すべき対策</p> <p>(略)</p>	<p>(新規)</p> <p>5. その他配慮すべき対策</p> <p>(略)</p>

修正案	現行
<p>第2節 膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対応</p> <p>1. 避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策</p> <p>(1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進</p> <p>耐震化・不燃化等による住宅・建築物等の被害の減少は、避難者の発生数の低減に寄与する。水道等のライフラインやエレベータの停止により自宅での居住が困難となるケースにおいても、これらの耐震化や早期復旧対策の実施は、同様に避難者数の低減に寄与する。</p> <p>したがって、国、地方公共団体、関係事業者等は、住宅・建築物、ライフライン施設等の耐震化等に引き続き重点的に取り組む。</p> <p>(2) 災害時要援護者に対する支援</p> <p>地方公共団体は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、災害時要援護者の避難支援を適切に行う。</p> <p>また、災害時要援護者が外出時に地震に遭うと、様々な困難な状況に直面することが予想されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも災害時要援護者への対応を検討する。</p> <p>2. 膨大な数の避難者及び応急住宅需要への対応</p> <p>(1) 避難所への避難者数の低減に係る対策</p> <p>膨大な数の避難者への対応について、その人数を低減させる対策を実施する必要がある。</p> <p>① 応急危険度判定等の迅速な実施による自宅への早期復帰促進</p> <p>避難者の中には余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人も</p>	<p>第2節 膨大な避難者、帰宅困難者等への対応</p> <p>1. 避難者対策</p> <p>(1) 避難所への避難者を減らす対策</p> <p>避難所に依拠する避難者の数は、過去に発生した阪神・淡路大震災や新潟県中越地震に比べて膨大となると予測されるため、地方公共団体において指定避難所を確保するほか、多様な対策メニューが必要となる。</p> <p>避難所に収容する人数を大幅に減少させるために、国、地方公共団体は、</p>

修正案	現行
<p>いることから、国、地方公共団体等は、被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定を迅速に実施し、安全な自宅への早期復帰を促す。そのため、作業に従事できる判定士の確保が極めて重要な課題であり、国、地方公共団体、関係機関等は、建築士等にさらに呼びかけ、判定士への登録を促進するほか、判定士が活動に参加しやすくするための条件整備を検討する。また、発災時に速やかに判定活動を開始するため、国、地方公共団体、関係機関は、判定士の派遣調整や交通手段・宿泊場所等のロジスティクスの確保等を検討する。</p> <p>②帰省・疎開の奨励・あっせん</p> <p>国、地方公共団体は、必ずしも被災地に留まる必要のない人などへの帰省・疎開の奨励・あっせんを検討する。検討にあたって、地方公共団体は、疎開の心理的な抵抗感を軽減するため、遠隔地の疎開先地等との平時からの交流の促進などに努める。また、国、地方公共団体は、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を広く求めることを検討するなど、被災者がなじみのある場所に疎開できるように努める。さらに、国や企業等による在宅勤務等のテレワークの推進のための制度の検討や情報ネットワーク環境等の整備など、帰省・疎開先での勤務環境の確保を検討する。国、地方公共団体は、各地の復興状況や復興支援等に関する情報の提供など、地域外への帰省・疎開者や避難者等に配慮した情報提供体制を検討する。</p> <p>(2) 避難所不足に係る対策</p> <p>①既存避難所の状況把握と機能確保</p> <p>地方公共団体は、避難所の耐震性を確認し耐震化を促進するとともに、自市区町村内での避難者の発生数に対する、耐震性も考慮した避難所の収</p>	<p>一時的に被災地外に居住することにより避難所に依拠する者そのものを減らす疎開・帰省の奨励・斡旋や、避難所全体としての収容力を増強するためのホテル、空き家等、既存ストックの活用など多様な対策メニューをあらかじめ用意しておく。この際、疎開にあたっては、児童・生徒を学校単位で移動させるなど、既存の地域コミュニティに留意する。</p> <p>(2) 避難収容体制の整備</p> <p>地方公共団体等は、避難所となる施設の耐震化や避難所における応急給水装置・非常用電源の整備等、避難所となる施設における地域防災拠点機能の強化を図るとともに、プライバシー確保等、避難所の環境整備を進める。避難所となる施設の耐震化にあたっては、施設の管理者が地方公共団</p>

修正案	現行
<p data-bbox="174 215 1099 343">容力の過不足を把握する。また、避難所の機能を確保するため、地方公共団体は、避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレの備蓄等や、非常用電源等の整備を進める。</p> <p data-bbox="159 406 810 438">②避難所としての公的施設・民間施設の利用の拡大</p> <p data-bbox="174 454 1099 774">避難所の不足が想定される地域を有する地方公共団体は、既に指定されている公立小中学校等に加え、都県立学校、国立学校、公共施設等の公的施設や、ホテル等、私立学校、企業等の施設等の民間施設を活用して、避難所収容力を拡大する。そのため、公的施設・民間施設への避難者の受入に関する協力要請を行っていくほか、各施設所有者等が協力しやすい多様な協力内容を提案していく。また、新たに避難所として追加指定した公的施設・民間施設における避難所の運営体制を検討する。</p> <p data-bbox="159 837 448 869">③テント等の利用拡大</p> <p data-bbox="174 885 1099 1300">避難所の収容力の不足等から、屋外へ避難する人も多く発生することが予想されるため、国、地方公共団体は、テント等の活用を図る。そのため、発災時にテント等を円滑に供給できるよう、テント等の調達を広域的に調整するための情報の共有化などを検討する。また、地方公共団体は、企業等に対して、所有するテント等の提供を要請していくことに努める。さらに、テント等の設置可能な用地の必要量を確保するため、テント等の設置可能用地について他の災害時用途との重複を回避するための調整をしておくことに努めるほか、テント等の設置が可能な土地を保有する企業等へ協力を要請していく。</p> <p data-bbox="159 1364 896 1396">④地方公共団体間の連携等による広域的な避難体制の検討</p>	<p data-bbox="1153 215 2078 295">体以外の者である場合には、耐震化の実施主体は当該施設の管理者となることもあるため、両者で十分調整の上、耐震化を推進する。</p> <p data-bbox="1153 311 2078 438">また、地方公共団体は、避難所に収容された者の名簿作成、他からの照会対応の体制を整備する。この際、個人情報保護の観点から、照会に対する対応の応否の確認に留意する。</p>

修正案	現行
<p><u>自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、同じ市区町村内、同じ都県内、さらには近隣都県も含めて、避難者の収容場所の調整を図る必要がある。そのため、地方公共団体は、広域的な避難者の移送について、対象者の選定方法、移送先の調整方法、移動手段の確保等をあらかじめ検討しておく。また、国、地方公共団体は、広域的な避難に係る地方公共団体間の調整等に必要な基礎データについて地方公共団体や関係機関等の中で情報共有できる体制を検討する。地方公共団体は、地域外へ避難した者が避難地から自宅に戻りやすいように避難所と自宅のある地域間の移動手段の確保を必要に応じて検討しておくことに努めるほか、被災地において自主防犯組織やその他の住民組織等による見回り体制の充実に努める。</u></p> <p>(3) 必要物資等の供給と避難所運営に係る対策</p> <p><u>発災時には、膨大な被害及び被災者への対応が必要なため、避難所運営を地方公共団体職員のみで行うことはほとんど不可能である。そのため、地方公共団体は、行政と地域社会が共同で避難所を運営する体制を検討する。</u></p> <p><u>膨大な避難者が発生するため、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達が円滑に実施されない可能性がある。そのため、地方公共団体は、各家庭における最低限3日分の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄の必要性について、住民に対して引き続き普及啓発する。また、発災時において各避難所で必要な物資等の調達及び供給等を実施するため、国、地方公共団体は、発災時において避難者のニーズ等に対して物資等が円滑に供給できるロジスティクスの確保をあらかじめ検討しておく。</u></p>	<p>(3) 食料・飲料水及び生活必需品の確保</p> <p><u>国、地方公共団体は、各家庭において最低限3日分の食料・飲料水及び生活必需品の備蓄を促進するとともに、被災地外の地方公共団体・関係業界団体等と連携した物資の調達体制や基幹的広域防災拠点を活用した陸・海・空のモードによる輸送体制など広域応援による物資供給体制を強化する。</u></p> <p>(5) 被災者支援策等の情報提供</p>

修正案	現行
<p>(4) 避難者が必要とする情報の提供に係る対策</p> <p><u>避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来さないようにするためには、迅速・的確な情報提供が重要である。そのため、国、地方公共団体は、国や地方公共団体自らが収集又は提供すべき情報を想定される場面ごとにあらかじめリスト化することや、防災情報の規格化を行うこと等、避難者に対する情報提供体制を検討する。また、地方公共団体は、避難所等において情報の入手や提供に必要な資機材の整備等を進めるほか、車中やテント等に宿泊している避難所外避難者に対して早期の情報提供を実施する体制を検討する。初期段階で厳しい状況下に置かれる可能性のある避難者に対して、健康管理に関する情報を速やかに提供できるよう、国、地方公共団体は、情報の内容や提供方法をあらかじめ検討しておく。</u></p> <p><u>発災時においては、地方公共団体は、防災行政無線のほか、コミュニティFM等多様な放送媒体等を活用して、避難者に対する支援策等、被災者支援策全般にわたるきめ細かな情報を提供する。</u></p> <p>(5) 応急住宅提供等に係る対策</p> <p><u>国、地方公共団体は、応急修理や本格補修による自宅への早期復帰、公的な空家・空室（公営住宅等）や民間の空家・空室（民間賃貸住宅等）の活用、応急仮設住宅の早期提供等の多様な提供メニューを用意することによって、膨大な応急住宅需要に対応する。</u></p> <p>① 応急修理や本格補修による自宅への早期復帰</p> <p><u>応急修理や本格補修による自宅への早期復帰を進めるためには、発災時に応急修理制度について速やかに周知し、修理の促進を図っていく必要があることから、地方公共団体は、災害時における応急修理の実施に必要な</u></p>	<p><u>地方公共団体は、防災行政無線のほか、コミュニティFMなど多様な放送媒体等を活用して、避難者に対する支援策等、被災者支援策全般にわたるきめ細かな情報を提供する。</u></p> <p>(4) 多様な応急住宅提供メニューの提示</p> <p><u>地方公共団体は、国の協力の下、被災者による本格的な住宅再建までの居住環境確保のため、従来から行われている応急仮設住宅の建設・提供体制を強化するとともに、被災地及び被災地周辺において被災を免れた空き家等の既存ストックを活用した借り上げ方式、家賃補助等の多様な応急住宅メニューを提示する。また、地方公共団体は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地としても利用可能な空地のリスト化を行い、随時、情報を更新しておく。</u></p>

修正案	現行
<p><u>運用マニュアルの整備を進めるとともに、国は、その普及啓発に努める。</u></p> <p>②空家・空室（公営住宅、民間賃貸住宅等）の活用</p> <p><u>国、地方公共団体は、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を広く求めることを検討するなど、公的な空家・空室の有効活用を図る。</u></p> <p><u>民間の空家・空室を活用するため、民間賃貸住宅の空家・空室の確保策として、地方公共団体は、宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、平時から家主に対して震災時の民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を実施する。さらに、国、地方公共団体は、一時提供制度への協力を促進するためのインセンティブの付与や、一時提供制度に利用可能な物件に関する情報の不動産物件情報交換システム（レインズ）への登録要請を行うことを検討する。また、地方公共団体は、発災後においても家主等に対して民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を行うほか、広い居室を持つ少人数世帯等の一般住宅や企業等の施設の活用を検討する。このほか、一時提供制度における物件確保に係る弾力的運用など住宅借上げ資金の用途について柔軟に対応することを検討するほか、一時提供制度の借上げ期間終了後の入居者の退去に関する契約条件の明確化を検討しておく。また、一時提供制度における物件のマッチングを改善するため、国、地方公共団体は、地方公共団体間の広域的な調整を行える仕組みを検討するほか、地方公共団体は、被災者ニーズを考慮した募集方法を検討しておく。一時提供制度における発災後の対応体制を強化するため、地方公共団体は、宅建業者等と協力し、発災後の空家・空室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等を検討する。</u></p> <p>③応急仮設住宅の早期提供</p>	

修 正 案	現 行
<p><u>応急仮設住宅を早期に提供するため、被災状況によっては建設用地が確保できないおそれがあることから、地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れて、利用可能な用地をリスト化するとともに、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案を行っていく。また、国、関係都県は、地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておく。さらに、国、地方公共団体、企業等は、その他の応急仮設住宅の供給に係る検討や研究開発等を行う。</u></p> <p>3. 膨大な数の帰宅困難者等への対応</p> <p>(1) 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制</p> <p>①「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底</p> <p><u>公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が居住地に向けて一斉に帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺では非常に混雑し、集団転倒などに巻き込まれる可能性があるとともに、火災や沿道建物からの落下物等により死傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となる。また、道路の混雑により、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられるおそれもある。そのためには、徒歩帰宅者の一斉帰宅を抑制することが重要であり、国、地方公共団体等は、平時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底するとともに、発災時に、マスコミ等の協力を得て、速やかに「むやみに移動を開始しない」ことを呼びかけるため、普段から呼びかけ原稿を用意しておく。</u></p> <p>②速やかな安否確認の実施</p>	<p>2. 帰宅困難者対策</p> <p>(1) 一斉帰宅行動者を減らす対策</p> <p><u>膨大な数の帰宅困難者の発生が予測されるため、都心部から居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる。</u></p> <p><u>国、地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。平日に発災した場合の帰宅困難者は、企業や学校に所属する人が多いため、地方公共団体は、企業や学校の協力による帰宅行動者の軽減対策を図る。企業・学校等は、自ら、自社従業員や教職員・児童生徒等の一定期間の収容、そのための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制整備を図る。</u></p> <p><u>また、企業は、国、地方公共団体の協力の下、来客者等の一時的な収容、地方公共団体が準備している一時的避難場所への誘導等、企業が果たすべき社会的責任の考え方について検討する。</u></p> <p>(2) 安否確認システムの活用</p>

修正案	現行
<p><u>一斉徒歩帰宅者の発生による混雑の抑制のためには、速やかな家族等の安否確認が重要である。そのため、国、地方公共団体、関係事業者は、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板サービス等、複数の手段による安否確認の必要性を周知するとともに、複数の安否確認手段の使用順位等を家族間であらかじめ決めておくことの重要性も周知する。企業等は、従業員等やその家族の安否を迅速に確認できる体制を検討するほか、学校は、学校及び生徒・児童と保護者との間の安否確認を迅速に行う体制を検討する。さらに、関係事業者は、安否確認手段の改善や拡充を検討する。</u></p> <p>③翌日帰宅・時差帰宅や従業員・生徒等の一時収容対策の促進等</p> <p><u>国、地方公共団体は、企業等における翌日帰宅や時差帰宅を促進するため、できるだけ徒歩帰宅者が一斉に発生するのを防ぐような帰宅パターンをとってもらおうよう、企業等に呼びかける。</u></p> <p><u>一斉徒歩帰宅者の発生を抑制する上で、企業・学校等における従業員・生徒等の一時収容対策の促進が重要である。そのため、国、地方公共団体は、企業等において発災時に自社従業員等を一定期間収容することの必要性を明らかにしてわかりやすく周知する。また、企業等は、従業員等が滞在するために必要な食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄を進める。さらに、企業等は、従業員等が外出中に災害が発生した場合の行動ルールを明確化しておくことや、事業継続のための要員確保、訪問者・利用者に対する対応を検討しておくほか、個人レベルでの対策を推進する。国、地方公共団体は、学校においても、発災時には生徒等を一定期間収容できるようにすることの必要性を明らかにしてわかりやすく周知する。また、学校においては、生徒等が校舎内に滞在することを想定して食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄を進め、さらに、発災時における保護者等との連絡体制</u></p>	<p><u>国、地方公共団体、関係事業者は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）が十分に活用されるよう、その認知度の向上を図る。</u></p>

修正案	現行
<p>を検討し、登下校の際に発災した場合の行動の周知に努める。国、地方公共団体は、幼稚園、保育所、児童館、学習塾などにおいても、学校と同様の対応が求められることの周知に努める。</p> <p>④発災時における帰宅困難者等への必要な情報の提供</p> <p>発災時には、国、地方公共団体、関係事業者は、帰宅困難者等に冷静な行動をとってもらうため、帰宅困難者等への必要な情報提供等を行う。</p> <p>(2) 円滑な徒歩帰宅のための支援</p> <p>①徒歩帰宅者に必要な情報の提供、混雑箇所での混乱の回避</p> <p>徒歩帰宅者に必要な情報を提供するため、国、地方公共団体等は、わかりやすい地図案内板の整備、住居表示、信号機への交差点名称の掲示、方面の表示がなされた標識の設置、歩道での道路名案内板の設置等を推進する。また、混雑箇所での混乱を回避するため、国、地方公共団体は、車両や徒歩帰宅者による道路の混雑状況等の情報を把握し共有する体制や方法等、徒歩帰宅者に対して必要な情報を提供する体制を検討しておくほか、地方公共団体は、危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施を検討しておく。発災時においてこれらの情報収集・提供を迅速に実施するため、国が主体となって用語の統一や防災情報の規格化等を検討する。さらに、国、地方公共団体は、帰宅行動選択支援システムなど、混乱回避に資する適切な行動を誘導するための方策を検討する。</p> <p>②帰宅途上における一時滞在施設の確保</p> <p>多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上において沿道で休憩する場所が必要となることから、地方公共団体は、徒歩帰宅者の一時滞在施設として利</p>	<p>(3) 徒歩帰宅支援及び搬送</p> <p>(1) に記述したように一斉帰宅行動者を減らす対策を推進することは重要であるが、一方で、企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要があること、また、企業等に所属する人でも数日間都心に留まった後は整然と帰宅してもらうことが必要であることから、徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する。</p> <p>地方公共団体は、地域住民の避難所として指定されていない公共施設等を帰宅途上の人たちへの一時休憩施設として提供できるよう協定の締結に努める。また、駅、郵便局、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド及びその他街頭において情報提供スポットを整備して被災情報や交通情報の提供を行う。また、道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供する。</p> <p>災害発生時には、国、地方公共団体、関係事業者は、船の利用、折り返し駅整備や早期運転再開による鉄道の運行の確保及び臨時バスの早期運行など、多様な交通手段を確保し、帰宅支援を行う。その際、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。</p>

修正案	現行
<p>用可能な公的施設・民間施設との協定締結、活用可能な施設のリスト化、運営マニュアル等の整備を進める。</p> <p>③その他円滑な徒歩帰宅のための支援</p> <p>徒歩帰宅者は都県境を越えて移動する場合も多いことから、帰宅支援対象道路の指定の拡大等、広域的な観点から実施すべき徒歩帰宅支援策について、各都県が連携して適切な支援を行うことができる体制を検討する。</p> <p>また、地方公共団体等は、路上危険物への対応や救急・救護体制の検討を進める。</p> <p>(3) 帰宅困難者等に係るその他の対策</p> <p>①都心部等における滞留者への支援の実施</p> <p>都心部等では、帰宅を断念した人が大量に滞留することが予想されるため、地方公共団体は、都心部や帰宅支援対象道路に沿って、滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ、情報等を提供する機能を持った、帰宅困難者等を支援する広場（帰宅困難者等支援広場）の確保に努めるほか、帰宅を断念した滞留者の一時滞在施設を確保する。地方公共団体は、発災時において、周辺事業者等とも協力し、滞留者等を帰宅困難者等支援広場や一時滞在施設等へ誘導するため、周辺事業者・自治会等との連携体制を検討する。さらに、都心部等における滞留者の中には、観光客などの周辺の土地に不案内な人も多いと考えられることから、国、地方公共団体は、災害時の的確な行動を促すため、観光客等への情報提供を充実させる。</p> <p>②駅周辺における混乱防止・円滑な誘導體制の検討</p> <p>特に主要駅周辺では、多数の滞留者等の集中による混乱の発生等が懸念</p>	

修正案	現行
<p><u>される。そのため、地方公共団体は、鉄道事業者、駅周辺事業者等とともに、駅周辺における混乱防止等のための協議会の設立等、対応のための組織づくりや、駅周辺への滞留者の集中を未然に防ぐために、情報を迅速に集約し、滞留者に対して提供する体制を検討する。</u></p> <p>③帰宅困難者等の搬送</p> <p><u>帰宅困難者等の搬送については、国、地方公共団体、関係事業者は、バスや舟運による搬送を検討するとともに、鉄道は点検後被害がないことが確認されたところから順次折り返し運転が可能になると考えられることから、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を、あらかじめ検討しておく。</u></p> <p>④発災時における望ましい行動モデルの提示と平時の備え</p> <p><u>自らが帰宅困難者となった場合の注意事項について、日頃から普及啓発し、心がけてもらうことが必要であることから、国、地方公共団体は、通勤者、通学者、買い物客等の属性に応じた帰宅困難者等の推奨行動モデルを例示し、適切な行動を促すとともに、徒歩帰宅のための防災知識の普及に努める。</u></p> <p>4. 避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応</p> <p>(1) 飲料水やトイレ等の提供</p> <p><u>大量の徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩する場所等に対する膨大な需要が発生するとともに、これらの人々が地域の避難所等に向かうことが考えられる。このため、地方公共団体は、災害用トイ</u></p>	<p>(4) 周辺地域の救援活動</p> <p><u>国、地方公共団体、企業は、帰宅困難者が被災者としてではなく、地域救援活動の戦力にもなりうるという観点から、都心部に留まった帰宅困難者について救援活動の担い手としての役割についても検討する。</u></p>

修正案	現行
<p>レ等の備蓄を促進するとともに、地域の避難所に指定されていない都県立学校、市民会館、市民ホール等の公的施設等の活用、コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等との協定締結、沿道自治会や事業者等による徒歩帰宅者への支援活動の促進等、飲料水やトイレ等の提供体制を検討する。</p> <p>(2) 施設等に訪れてきた避難者・帰宅困難者等への対応の検討</p> <p>発災時には多数の帰宅困難者等が帰宅経路周辺の避難所等に集まることが想定されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等の避難所への受け入れの可否、サービス提供内容、満員となった場合の対応等について、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定めておく。また、企業や学校等においては、施設における外部からの避難者、帰宅困難者等への対応をあらかじめ決めておく。</p> <p>(3) 発災時における混雑情報等の収集及び提供</p> <p>発災時には、多数の徒歩帰宅者が沿道の避難所や公園等のトイレ等に集まることが想定されることから、地方公共団体は、発災時における避難所・トイレ等の混雑情報等の収集及び提供体制を検討する。その際、徒歩帰宅者等が収集した情報に係る伝達手段の確保について検討する。また、国、地方公共団体は、地方公共団体の情報システムを活用した総合的な情報提供の体制を検討する。</p> <p>(4) その他避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応</p> <p>国、地方公共団体等は、ボランティアの受入体制を検討しておくとともに、救護活動等に取り組む団体との連携、国内だけでは十分な量の調達に短期間では困難な資機材・物資・サービス等について、海外からの支援を円滑に受</p>	

修正案	現行
<p>け入れるための体制等を検討しておく。</p> <p>さらに、国、地方公共団体、企業等は、避難者や滞留する人々に対して、滞在地域における助け合いに加わることの呼びかけを検討する。</p> <p>第3節 地域防災力、企業防災力の向上</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 事業継続性の確保</p> <p>(1) 事業継続計画の策定と実行</p> <p>これからの企業の防災対策は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業が<u>事業継続計画 (Business Continuity Plan 以下「BCP」という。)</u>を策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組みを平時から実施することが重要である。</p> <p>すなわち、①経営者が方針を立て、②計画を立案し、③日常業務として実施・運用し、④従業員の教育・訓練を行い、⑤結果を点検・是正し、⑥経営者が見直すことを繰り返す、このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することが重要となる。</p> <p>このため、国は、企業によるBCP策定を支援・促進する立場から、BCPガイドラインの周知を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 企業による社会貢献</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 地域防災力、企業防災力の向上</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 事業継続性の確保</p> <p>(1) BCPの策定と実行</p> <p>これからの企業の防災対策は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業がBCPを策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組みを平時から実施することが重要である。</p> <p>すなわち、①経営者が方針を立て、②計画を立案し、③日常業務として実施・運用し、④従業員の教育・訓練を行い、⑤結果を点検・是正し、⑥経営者が見直すことを繰り返す、このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することが重要となる。</p> <p>このため、国は、企業によるBCP策定を支援・促進する立場から、BCPガイドラインの周知を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 企業による社会貢献</p> <p>(略)</p>

修正案	現行
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 投資的社会貢献活動</p> <p>○周辺地域の救援</p> <p>平常時から、市町村の防災関係部局、消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等、地域防災力に積極的に貢献する。</p> <p>災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。</p> <p>地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、他に、技術者の派遣、保有する資機材を使った救援活動など企業の特色を活かした被災者支援も求められる。地域貢献に関する協定を<u>あらかじめ</u>締結するなど、平常時から連携のための備えをしておく。</p> <p>第4節 広域防災体制の確立</p> <p>1. 首都圏広域連携体制の確立</p> <p>(1) 災害対策本部の速やかな設置</p> <p>国は、地震発生後、DIS（地震防災情報システム）等を活用して被害像を把握した上で、緊急災害対策本部等を速やかに設置する。また、必要な情報が即座に集約される体制づくりをさらに進める。なお、官邸が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部は<u>内閣府（中央合同庁舎第5号館）</u>内に、<u>内閣府（中央合同庁舎第5号館）</u>が被災により使用不能である場合には<u>防衛省（中央指揮所）</u>内に、<u>防衛省（中央指揮所）</u>が被災により使用不能である場合には<u>立川広域防災基地（災害対策本部予備施</u></p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 投資的社会貢献活動</p> <p>○周辺地域の救援</p> <p>平常時から、市町村の防災関係部局、消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等、地域防災力に積極的に貢献する。</p> <p>災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。</p> <p>地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、他に、技術者の派遣、保有する資機材を使った救援活動など企業の特色を活かした被災者支援も求められる。地域貢献に関する協定を<u>予め</u>締結するなど、平常時から連携のための備えをしておく。</p> <p>第4節 広域防災体制の確立</p> <p>1. 首都圏広域連携体制の確立</p> <p>(1) 災害対策本部の速やかな設置</p> <p>国は、地震発生後、DIS（地震防災情報システム）等を活用して被害像を把握した上で、緊急災害対策本部等を速やかに設置する。また、必要な情報が即座に集約される体制づくりをさらに進める。なお、官邸が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部は<u>中央合同庁舎5号館（災害対策本部長室）</u>内に、<u>中央合同庁舎5号館</u>が被災により使用不能である場合には<u>防衛庁（中央指揮所）</u>内に、<u>防衛庁（中央指揮所）</u>が被災により使用不能である場合には<u>立川広域防災基地（災害対策本部予備施設</u></p>

修正案	現行
<p>設) 内に設置する。</p> <p>また、国は、災害発生時の各地域における医療搬送や緊急輸送等の行動を、現地レベルで的確に調整・実施できるよう、政府の現地対策本部を設置する。設置場所は、原則として、有明の丘基幹的広域防災拠点施設とする。また、地方公共団体の災害対策本部間との情報共有化や連絡調整体制をあらかじめ整えるほか、ヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の被災直後の状況を、通信衛星等も活用してリアルタイムで収集するとともに、概観できる地図を迅速に作成し、“防災情報共有プラットフォーム”を用いて共有化することにより、災害発生時の迅速な情報把握とそれに基づく的確な対応がとれるようにする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被害想定に基づく緊急活動体制の確立</p> <p>① (略)</p> <p>②食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>国は、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達等に関しても、被害想定に基づき、あらかじめ各地域の必要量を計画しておき、発災後は、関係業界団体等と連携し、速やかに、計画に基づき被災地外での物資調達等</p>	<p>内) に設置する。</p> <p>また、国は、災害発生時の各地域における医療搬送や緊急輸送等の行動を、現地レベルで的確に調整・実施できるよう、政府の現地対策本部の設置場所について、被害想定等をもとにあらかじめ計画しておくとともに、地方公共団体の災害対策本部間との情報共有化や連絡調整体制（以下「合同現地対策本部」という。）をあらかじめ整えておく。なお、有明の丘地区において、首都圏の広域防災のヘッドクォーターとなる合同現地対策本部の機能等を有する、また、東扇島地区において、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の整備を進める。合同現地対策本部での情報共有化策をあらかじめ計画するとともに、ヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の被災直後の状況を、通信衛星等も活用してリアルタイムで収集するとともに、概観できる地図を迅速に作成し、“防災情報共有プラットフォーム”を用いて共有化することにより、災害発生時の迅速な情報把握とそれに基づく的確な対応がとれるようにする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被害想定に基づく緊急活動体制の確立</p> <p>① (略)</p> <p>②食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>国は、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達等に関しても、被害想定に基づき、あらかじめ各地域の必要量を計画しておき、発災後は、関係業界団体等と連携し、速やかに、計画に基づき被災地外での物資調達等を行い、被災地へ搬送する。</p>

修正案	現行
<p>を行い、被災地へ搬送する。</p> <p>地方公共団体は、これらの活動を円滑に実施するため、<u>首都直下地震対策専門調査会</u>の被害想定等を基に、あらかじめ、自らの物資備蓄量を適切に確保した上で、なお不足する物資の内容、量等を整理し、受援体制の整備を進める。</p> <p>(4) 広域連携のための交通基盤確保</p> <p>広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と相互のネットワーク化を進める。</p> <p>国、地方公共団体は、広域防災拠点を、被災地の外周部に配置することにより、被災地内への必要以上の交通流入を抑制し、円滑な応急対策活動のための環境を確保する。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、<u>首都圏の広域防災のヘッドクォーターの機能等を有する有明の丘地区に設置された東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能の一部を有する東扇島地区に設置された東京湾臨海部基幹的広域防災拠点</u>を中心に、各拠点の役割分担を、各都県の広域防災拠点、ブロック拠点、配送拠点のように階層化し、明確にすることによって、交通流を適切に制御できるようにするとともに、地震後の緊急物資や復旧機材等の輸送にあたり中心的役割を果たす<u>東京湾臨海部基幹的広域防災拠点</u>が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。</p> <p>道路管理者は、緊急輸送道路における道路橋の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。鉄道事業者は、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。空港管理者は、滑走路</p>	<p>地方公共団体は、これらの活動を円滑に実施するため、<u>専門調査会</u>の被害想定等を基に、あらかじめ、自らの物資備蓄量を適切に確保した上で、なお不足する物資の内容、量等を整理し、受援体制の整備を進める。</p> <p>(4) 広域連携のための交通基盤確保</p> <p>広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と相互のネットワーク化を進める。</p> <p>国、地方公共団体は、広域防災拠点を、被災地の外周部に配置することにより、被災地内への必要以上の交通流入を抑制し、円滑な応急対策活動のための環境を確保する。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、<u>基幹的広域防災拠点</u>を中心に、各拠点の役割分担を、各都県の広域防災拠点、ブロック拠点、配送拠点のように階層化し、明確にすることによって、交通流を適切に制御できるようにするとともに、地震後の緊急物資や復旧機材等の輸送にあたり中心的役割を果たす<u>基幹的広域防災拠点</u>が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。</p> <p>道路管理者は、緊急輸送道路における道路橋の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。鉄道事業者は、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。空港管理者は、滑走路</p>

修正案	現行
<p>の耐震化及び都心部におけるヘリポートの確保等の航空輸送ネットワークを構築する。港湾管理者、河川管理者等は、耐震強化岸壁等の整備及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点との連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築を図ることや、震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路及び船着場等の整備を行う。なお、各ネットワークの整備については、必要に応じて国が協力するものとする。これにより、総合的な交通ネットワーク対策の充実を図る。</p> <p>また、発災後の交通を早期に確保するためには、道路啓開や復旧の迅速な実施が重要である。このため、道路管理者は、道路の被災情報の収集・連絡体制の強化を図るとともに、ITVや道路情報モニター等を活用し、迅速な道路被災情報の収集・共有を行う。また、道路啓開・復旧用資機材について、平常時からの備蓄や所在の把握、建設業者等との協定などにより、適正な確保・配置を行う。</p> <p>さらに、地方公共団体は、除去後の放置車両の仮置き場としても利用可能な空地のリスト化をあらかじめ行い、随時、情報を更新しておく。</p> <p>また、特に発災直後は航空機、船舶等の需要や空港、港湾施設が逼迫することから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p>6. 治安の維持</p> <p>首都地域は、ヒト、モノが過密に集積し、また、経済社会活動に不可欠な重要施設・機能が多いことが、他の地域には見られない特徴である。このよ</p>	<p>の耐震化及び都心部におけるヘリポートの確保等の航空輸送ネットワークを構築する。港湾管理者、河川管理者等は、耐震強化岸壁、<u>臨海部基幹的広域防災拠点等の整備及びこれらの連携</u>、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築を図ることや、震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路及び船着場等の整備を行う。なお、各ネットワークの整備については、必要に応じて国が協力するものとする。これにより、総合的な交通ネットワーク対策の充実を図る。</p> <p>また、発災後の交通を早期に確保するためには、道路啓開や復旧の迅速な実施が重要である。このため、道路管理者は、道路の被災情報の収集・連絡体制の強化を図るとともに、ITVや道路情報モニター等を活用し、迅速な道路被災情報の収集・共有を行う。また、道路啓開・復旧用資機材について、平常時からの備蓄や所在の把握、建設業者等との協定などにより、適正な確保・配置を行う。</p> <p>さらに、地方公共団体は、除去後の放置車両の仮置き場としても利用可能な空地のリスト化をあらかじめ行い、随時、情報を更新しておく。</p> <p>また、特に発災直後は航空機、船舶等の需要や空港、港湾施設が逼迫することから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p>6. 治安の維持</p> <p>首都地域は、ヒト、モノが過密に集積し、また、経済社会活動に不可欠な重要施設・機能が多いことが、他の地域には見られない特徴である。このよ</p>

修正案	現行
<p>うな首都地域の特徴を踏まえ、治安の維持方策を充実する。</p> <p>このため、国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実を図るとともに、実践的な訓練を実施するほか、防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を進める。</p> <p>また、地方公共団体は、<u>流言飛語</u>に基づく風評による混乱を防止するため、コミュニティFMなど多様な放送媒体を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報を提供する。</p> <p>7. (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第3章 対策の効果的推進</p> <p>1. 幅広い連携による震災対策の推進</p> <p>(1) 首都直下地震対策の推進にあたっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、<u>減災目標</u>、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。</p> <p>特に、建築物の耐震化等の減災対策については、各事業が効果的に実施されるよう、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を推進していく必要がある。このため、国は、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた「<u>首都直下地震の地震防災戦略</u>」(平成18年4月21日 中央防災会議決定)に基づく対策を推進するものとする。地方公共団体においても、上記地震防災戦略を踏まえ、地域目標を策定するとともに、その達成のための対策の実施に努める。</p>	<p>うな首都地域の特徴を踏まえ、治安の維持方策を充実する。</p> <p>このため、国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実を図るとともに、実践的な訓練を実施するほか、防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を進める。</p> <p>また、地方公共団体は、<u>流言蜚語</u>に基づく風評による混乱を防止するため、コミュニティFMなど多様な放送媒体を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報を提供する。</p> <p>7. (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第3章 対策の効果的推進</p> <p>1. 幅広い連携による震災対策の推進</p> <p>(1) 首都直下地震対策の推進にあたっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、地震防災性に関する改善の目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。</p> <p>特に、建築物の耐震化等の減災対策については、各事業が効果的に実施されるよう、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を推進していく必要がある。このため、国は、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた「<u>首都直下地震の地震防災戦略 (仮称)</u>」を策定するものとする。地方公共団体においても、上記地震防災戦略を踏まえ、地域目標を策定するよう努める。</p>

修正案	現行
<p>また、国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日 中央防災会議決定)について、累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で適宜見直し、より実践的なものとしていく。また、地方公共団体においても、<u>上記要領</u>を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。</p> <p>さらに、国は、関係機関と連携して想定される膨大な経済被害に対して、経済活動の維持・回復等、非常時に実施すべき具体的な経済対策を定める「首都直下地震時経済対策要領(仮称)」を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) また、震災対策の<u>推進状況に関する定期的なフォローアップ</u>が重要であり、予防対策の推進状況については、単に事業量だけでなく、その事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップの必要がある。</p> <p>特に、地域住民の意識については、災害が長期間発生しない場合には、急激に低下することがあるので、国、地方公共団体は、フォローアップのうえ、積極的な啓発活動を実施していく必要がある。</p> <p>(4) さらに、近年の地震被害を検証し、その結果を踏まえて対策の充実を図る。</p> <p>2. (略)</p>	<p>また、国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「首都直下地震応急対策活動要領(仮称)」を地方公共団体の協力を得つつ策定する。<u>この要領は、累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で適宜見直し、より実践的なものとしていく。</u>また、地方公共団体においても、<u>上記要領の策定</u>を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。</p> <p>さらに、国は、関係機関と連携して想定される膨大な経済被害に対して、経済活動の維持・回復等、非常時に実施すべき具体的な経済対策を定める「首都直下地震時経済対策要領(仮称)」を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) また、震災対策の<u>推進</u>を定期的なフォローアップが重要であり、予防対策の推進状況については、単に事業量だけでなく、その事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップの必要がある。</p> <p>特に、地域住民の意識については、災害が長期間発生しない場合には、急激に低下することがあるので、国、地方公共団体は、フォローアップのうえ、積極的な啓発活動を実施していく必要がある。</p> <p>(3) さらに、近年の地震被害を検証し、その結果を踏まえて対策の充実を図る。</p> <p>2. (略)</p>

修正案	現行
<p>3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映</p> <p>(1) 地震の発生時における震災応急対策の実施体制を確保するとともに、併せて住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>特に、「<u>首都直下地震応急対策活動要領</u>」(平成18年4月21日 中央防災会議決定)に基づく広域的な防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施も含め訓練を定期的実施し、同要領の改訂等に反映させる。</p> <p>4. (略)</p>	<p>3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映</p> <p>(1) 地震の発生時における震災応急対策の実施体制を確保するとともに、併せて住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>特に、今後策定する「<u>首都直下地震応急対策活動要領</u>」に基づく広域的な防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施も含め訓練を定期的実施し、同要領の改訂等に反映させる。</p> <p>4. (略)</p>